

令和8年度流山市成年後見地域連携ネットワーク会議臨時会議事録

記録：成年後見推進センター

1. 日時 令和8年6月15日 木曜日 13時30分から15時00分まで

2. 場所 流山市ケアセンター4階第1・2研修室

3. 出席者

(1) 委員

千葉県弁護士会 長浜有平 委員（会長）、千葉県社会福祉士会 四ノ宮章 委員、
千葉県行政書士会 関谷一和 委員、東葛市民後見人の会 越智邦子 委員、
流山市民生委員児童委員協議会 平井加代子 委員、流山高齢者安心ネット 上平慶一 委員、
流山市地域自立支援協議会 倉重寛子 委員、流山市地域包括支援センター 橋本康子 委員

(2) 事務局

流山市健康福祉部 伊原部長

高齢者支援課 時田課長、武林課長補佐、杉岡係長、沖山、小畑

障害者支援課 坂本課長、佐藤 福祉政策課 田中係長

流山市社会福祉協議会 早川事務局長 福祉総務課福祉係 早川係長、渡邊

流山市成年後見推進センター（成年後見中核機関） 桃井、藤木、北島

4. 内容

(1) 開会・流山市健康福祉部長挨拶

- 流山市健康福祉部伊原部長より、令和9年度から民法改正に伴う成年後見制度の抜本的な見直しが予定されており、流山市の計画に関しても大きな転換期を迎えるとの認識が示された。令和9年度から施行される「第2期流山市成年後見制度利用促進基本計画」について、実際に後見業務を行う専門職の立場、市民としての立場、相談窓口としての立場、それぞれの委員からの貴重な意見を参考にさせていただきたい旨が伝えられた。
- 今年度の委員は、6名が昨年度から引き続き、3名（社会福祉士会四ノ宮委員、流山市地域自立支援協議会倉重委員、流山市地域包括支援センター橋本委員）が新たに委嘱された。本会議には8名の委員が出席され、小出委員が欠席された。

(2) 会長・副会長の選任

- 会長（議長）は長浜委員に、副会長は小出委員に決定。

(3) 流山市第2期成年後見制度利用促進基本計画に関する検討

- 流山市第2期成年後見制度利用促進基本計画（案）の説明

※ 資料1 参照

<第1期計画からの大きな変更点>

- ・ 市民へのアンケート結果の分析を踏まえ、普及・啓発の対象ごとに市が発信する内容や手段を精査することが盛り込まれた。目標を具体的に定め、達成に向けた取組みを行う。
- ・ 市が課題としている一次相談窓口と二次相談窓口の役割明確化に向け、相談支援体制の

整理および評価を行う。

- ・ 現在仕組みの構築に向け議論を重ねている「権利擁護アドバイザー（以後「アドバイザー」と記載）」「受任者調整を見越した事前関与スキーム（以後「事前関与スキーム」と記載）」を明記した。これに伴い、「ながれやま権利サポート会議（以後「けんサポ」と記載）」のあり方についても変更が加えられている。

<当会議前の意見聴取により追加修正された内容>

- ・ 「流山市高齢者等実態調査の結果から」として、アンケート結果の分析および考察が追加され、市民の成年後見制度への理解度に応じた周知内容と方法を検討すること、「終われる後見」のニーズに関する分析、一次相談窓口としての高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）の認知度向上について記載された。（13ページ）
- ・ 「障害福祉計画アンケート調査の結果から」として、分析および考察が追加された。（18ページ）
- ・ 「流山市成年後見相談窓口連携会議」についての記載が追加された。（30ページ）

● 事前意見聴取の結果および分析内容の報告

※ 資料2参照

- ・ 資料2は、委員から提出された意見と市の回答が整理されている。
- ・ 資料2に対応する形で、資料1の一部を修正・追記しており、波線部分で示している。1ページの「計画の目的」への追記、25・26ページの図の修正、26ページの「中核機関・協議会の運営」への追記、32ページの「市民後見人の養成・育成の在り方の検討」への追記。
- ・ 委員より多く意見が挙がった成年後見人の終了・交代に関しては、国の動向を注視しながら検討を進める。
- ・ 終身サポート事業については、現在策定中の第10期高齢者支援計画において実施を検討しており、今計画には記載しない。

● 流山市第2期成年後見制度利用促進計画に関する意見交換

<重点的に協議する論点>

- ・ 事務局は本会議において重点的に協議いただきたい3点を提示した。
 - ①別紙1に関する内容として、四ノ宮委員の基本目標に関する意見を踏まえた修正案。
 - ②別紙2に関する内容として、関谷委員の意見を踏まえた「流山市における権利擁護支援窓口の体系図」における「事前関与スキーム」の図示方法。
 - ③長浜会長と橋本委員からの疑問を踏まえた「けんサポ」の在り方について。

<①に関する議論～基本目標について>

※ 別紙1参照

- ・ 地域連携ネットワークは、構築が進んでいるものの今後も拡充が必要であり、さらに深い部分での機能強化が必要だと事務局が説明した。そのような理由から、「施策（1）地域連携ネットワークの構築」に「深化」が追記され、③「権利擁護支援の検討を行う体制づくり」に「及び機能強化」が追記された。また、機能強化の内容には、「アドバイザー」

と「事前関与スキーム」が該当する。

- ・ 事務局は、「施策（３）担い手の確保」の①②をそれぞれ上位項目に含め、施策（３）を削除する四ノ宮委員の案に関して、民法改正の動向により流動的になる可能性はあるが、それでも「担い手の確保」の考え方は重要であり、別の施策に組み入れるのではなく大きな取組みの一つと位置づけて、市民に分かりやすい形で整理したいとの考えを示した。
- ・ 施策（１）の「③権利擁護の検討を行う体制づくり及び機能強化」について、「権利擁護支援」を成年後見制度に限らない包括的な支援体制と捉えるのか、市が権利擁護事業を積極的に実施していくのか、社会福祉協議会や民間事業者を含めた機能強化を意味するのかなど、内容をより具体的に示して欲しいとの意見が挙がった。
- ・ 事務局は、国の方針でも「権利擁護支援」は幅広く捉えられており、日常生活自立支援事業との連携などを含めた包括的な支援体制であるとの考えを示した。また、「権利擁護支援の検討」は既存の仕組みをさらに発展させるための検討であると説明した。
- ・ 高齢者支援に関わる内容については、高齢者支援計画（計画期間３年）の改定作業が同時並行で進んでいる。これらは地域福祉計画の中に位置づけられており、その上位に総合計画が位置づけられる。高齢者支援計画には、「終われる後見」や「終身サポート事業」に関する内容なども含めて記載を検討しており、今後高齢者支援計画の策定にあたりさらなる議論を重ねたいとした。
- ・ 成年後見制度の有り方自体、縦割りの計画では対応できないのではないかと指摘がなされた。また、既存の仕組みを充実させるだけでは令和９年度からの法改正に対応できないのではないかと。今後制度間を行き来する方を想定した連動性が必要であり、そうした新たな部分が含まれることが分かる表現を加えた方が良いとの意見が挙がった。
- ・ 今計画は市民向けの説明資料という位置づけであるため、冒頭はシンプルで分かりやすく計画の骨子や重要ポイントを先に示し、後半のページで詳細を説明する構成が適切とする意見が挙がった。

<②に関する議論～体系図における事前関与スキームの図示について>

※ 別紙２参照

- ・ 事務局より、体系図の案では「事前関与スキーム」を点線で囲む形で図示しており、「アドバイザー」の部分から下に線が伸び、「権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」の下、「後見人を含めたチーム再編成支援」の上に位置づけているが、このような図示・記載方法について委員の認識と異なっていないか意見が求められた。
- ・ 時系列で捉えれば、「成年後見制度の利用に進んだ場合」の手前で区切る考え方もある。しかし、「事前関与スキーム」で構成されたチームがそのまま継続する。実態としては継続するという見方も示された。
- ・ 支援チームの変容やフィードバックを表現するならば、事前と事後の間で循環する書き方もあり得るとの意見が挙がった。
- ・ 民法改正を踏まえると、成年後見制度を利用中の支援や、終了に向かう段階での関与について一言でも追記した方が良いとの意見が挙がった。
- ・ この体系図は、高齢者にとって見づらく理解しづらい。支援者（専門職）が頭を整理する

目的には有用だが、市民向けにするにはハードルが高い。図は本来分かりやすくするためのものだが、現状は逆効果になっているとの指摘がなされた。

- ・ 過度な簡略化は機能を損なうが、正確性と分かりやすさのバランスが求められる。正確性のある程度犠牲にして、市民に制度の大枠や安心感を伝える概念図にする選択肢も提起された。

<③に関する議論～「けんサポ」の今後の位置づけと役割>

- ・ 「けんサポ」は、困難ケースを複数の専門職同席で検討する場としてこれまで機能してきたが、一方で即時性に欠け、資料準備の負担もあり使いづらい側面があった。また、医療的視点に欠けており、疾患や障害を抱える方についての議論が十分行われない場面があったとの指摘がなされた。
- ・ 助言機能を目的とする会議としては弱点が目立つが、付加価値が多くあり、「チーム支援を前提とした協議」が行えるなど一次相談窓口から一定の好評を得ていた。
- ・ 事務局は、「アドバイザー」と「事前関与スキーム」を導入することで、「けんサポ」の担う助言機能のニーズを満たすことができるとの考えを示した。今後「けんサポ」は、「事前関与スキーム」の運用について検討する場と位置づけ、潜在的課題を発見する場、事例の検証・蓄積の場として運用していくことが望ましいとされた。また、名称が同じで中身が変わるのは分かりづらいため、名称変更も一案であるとの意見が挙げられた。
- ・ 「けんサポ」と「成年後見地域連携ネットワーク会議(以後「ネットワーク会議」と記載)」による検証の使い分けについて、「けんサポ」はケースの話、「ネットワーク会議」はシステムの話という整理がされた。事務局は、「けんサポ」でまとまった内容を「ネットワーク会議」に挙げて、共有、承認を得て周知、運用へつなぐ流れを説明した。

<地域連携ネットワークにおける医療連携の必要性>

- ・ 医師会や歯科医師会、医療機関との連携が重要と考えるが、これまでのネットワーク会議において医療との関係性はあまり感じられず、十分に連携できていないのではないかとの意見が挙げられた。
- ・ 成年後見制度の診断書を作成する医師や医療機関との連携は非常に重要。また、法改正によって「終われる後見」が言及されており、終わらせるための診断書のあり方、個別支援における医療関係者との関わりを制度の中でどう位置づけるかは今後必ず論点になるという意見が挙げられた。
- ・ 流山市では、介護支援課が「医療と介護をつむぐ会」を継続的に実施している。高齢者支援課が実施する高齢者虐待防止ネットワークの会議では医師が委員として参加しており、各研修会などでも医療関係者とのコミュニケーションの機会をもっているため、このような既存の仕組みを活用して医療連携のための流れを作れるのではないかとの意見が挙げられた。
- ・ 一方で、個別ケース支援の中で医療関係者と連携することと、制度設計の観点からネットワーク会議に医療関係者が参入することは分けて考えるべき。個別対応の中で同じような課題が繰り返し生じ、何らかの取り決めや連携の仕組みを作る必要性があるなど、「立法事実」をもって参加を検討するという考え方が重要であるとの整理がなされた。

＜一次相談窓口・二次相談窓口の役割整理＞

- ・ 今後成年後見推進センター（以後「中核機関」と記載）の業務範囲の拡大が想定されることから、相談の入口段階における整理が重要になる。特に身近な相談窓口である地域包括支援センターの周知度を高め、地域包括支援センターが相談内容を精査し、必要に応じて中核機関に振り分ける仕組みを整備する必要性が高いとの意見が挙げられた。実際中核機関に寄せられる相談の中には、地域包括支援センターで対応すべき相談が多く含まれ、一次相談窓口としての機能をより発揮すべきとの意見も挙げられた。流山市としても、中核機関が設置されたことで各窓口の役割が曖昧になり、成年後見制度に関する相談が中核機関に集中する傾向を把握しており、そのことから第2期計画に「一次相談窓口及び二次相談窓口の役割」についての記載を追加している。（19ページ）
- ・ 民生委員児童委員協議会においては、「高齢者なんでも相談室」である地域包括支援センターは様々な内容を適切な窓口に分けてくれると考えており、少なくとも民生委員の中では一次相談窓口は地域包括支援センターという認識があるとの意見が挙げられた。
- ・ 中核機関は、病院からそのまま施設に入居する方など、在宅に戻らない入院中および入居中の方に対しどこが権利擁護支援を行うのか、中核機関が開設する前からこの部分は曖昧であるとの認識を示した。このことについても、相談窓口の役割を整理していく必要がある。
- ・ 今後の法改正による変化は未知数であるものの、一次相談窓口にも負担増が見込まれるため、関係機関における分担が今後の課題として示された。

（４）その他、連絡事項

- 令和8年度の地域連携ネットワーク会議は今後定例会を3回開催し、次回7月16日の第1回定例会では、今回協議された計画策定の進捗に関する議題と、「後見人支援」に関する議題が予定されている。
- 令和9年度からの民法改正により、成年後見中核機関に求められる役割は一層広がり、制度利用につなげるための周知活動や相談対応だけでなく、本人の意思・生活・関係性を踏まえたチーム支援を形作るハブ機能や、終われる成年後見制度の後を見据えた役割なども求められる。現在の業務を継続するだけでは対応できない大きな変革期に入ったとの認識が示され、委員に引き続きの協力が依頼された。